

地域指定年度	昭和 46 年度
整備計画策定年度	昭和 46 年度
整備計画策定年度	昭和 62 年度
整備計画変更年度	平成 8 年度
整備計画変更年度	平成 29 年度

可児農業振興地域整備計画書

令和 7 年 4 月

岐阜県 可児市

目 次

ページ

第1	農用地利用計画	1
1	土地利用区分の方向	1
(1)	土地利用の方向	1
ア	土地利用の構想	1
イ	農用地区域の設定方針	2
(2)	農業上の土地利用の方向	3
ア	農用地等利用の方針	3
イ	用途区分の構想	3
2	農用地利用計画	4
第2	農業生産基盤の整備開発計画	5
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	5
2	農業生産基盤整備開発計画	5
3	森林の整備その他林業の振興との関連	5
4	他事業との関連	5
第3	農用地等の保全計画	6
1	農用地等の保全の方向	6
2	農用地等保全整備計画	6
3	農用地等の保全のための活動	6
4	森林の整備その他林業の振興との関連	6
第4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	7
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	7
(1)	効率的かつ安定的な農業経営の目標	7
(2)	農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	8
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	8
3	森林の整備その他林業の振興との関連	9

第5	農業近代化施設の整備計画	10
1	農業近代化施設の整備の方向	10
2	農業近代化施設整備計画	10
3	森林の整備その他林業の振興との関連	10
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	11
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	11
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	11
3	農業を担うべき者のための支援の活動	11
4	森林の整備その他林業の振興との関連	11
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	12
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	12
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	13
3	農業従事者就業促進施設	13
4	森林の整備その他林業の振興との関連	13
第8	生活環境施設の整備計画	14
1	生活環境施設の整備の目標	14
2	生活環境施設整備計画	15
3	森林の整備その他林業の振興との関連	15
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	15
第9	付 図	別 添
1	土地利用計画図（付図1号）	
2	農業生産基盤整備計画図（付図2号）	
3	農用地等保全整備計画図（付図3号）	
4	生活環境整備計画図（付図6号）	

別 記 農用地利用計画

（1）農用地区域

現況農用地等に係る農用地区域（※：現況森林、原野等に係る農用地区域を含む。）

（2）用途区分

第 1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本市は、岐阜県の南東部に位置する東経 137 度 3 分 40 秒、北緯 35 度 25 分 33 秒の地域であり、東西 16.6km、南北 11km、総面積は 87.57 k m²、東は可児郡御嵩町及び土岐市、南は多治見市、西は愛知県犬山市、北は木曽川を隔てて美濃加茂市及び加茂郡坂祝町に接している。

年間平均気温は 16℃、年間降水量は 2,091mm と気候温和な地帯であり、市の人口は減少傾向にあったものの近年では微増の状況で、平成 27 年 4 月 1 日現在の市人口は 100,664 人となっている。

市域のほぼ中央部に位置する市役所を中心として、南東部が水田地帯、北西部は比較的平坦な畑地帯とに分けられる。

本市の土地利用の形態は、全市域の 25.1%を山林が占め、田及び畑の農用地が 12.9%、宅地が 17.9%、ゴルフ場 8.3%、原野 1.5%、公共公益施設をはじめとした「その他」が 34.3%の構成となっている。市の北部は木曽川による河岸段丘であり、中央部及び可児川支流沿いの洞になっている地域は農業が盛んな地域であり、県内で最も早く設立された大型乾燥施設（カントリーエレベーター）も所在している。

産業面においては、工業立地環境の整備・確保や、公害のない高度技術・研究開発型企業の導入と育成を進め、工業構造の多様化、中小企業の経営合理化、設備の近代化の促進、融資制度の拡充を推進する。

農政面においては、農用地利用の適正化と地力の維持増進を図りながら、優良農地の保全、農業用施設の整備を進め、農業生産基盤の整備・保全を行うと共に、農業振興地域内の非農用地区域に所在する農用地について、農用地区域への編入促進を図る。また、農業経営基盤の強化・促進のため、農地中間管理事業等による農地の集積・集約化や農作業の受委託、集落営農の組織化・法人化を図り、経営の規模拡大を助長し、円滑かつ合理的な流通体制のもとに農産物の計画生産、共同出荷体制づくりを推進し収益性の高い農業経営の確立を進める。

【農業振興地域における土地利用の移動構想】

単位：ha, %

区分 年次	農用地		農業用 施設用地		森林・ 原野		住宅地		工業用地		その他		計	
	実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率
現 在 (R 7)	884.2	37.3	6.2	0.3	7.2	0.3	531.7	22.4	18.3	0.7	921.4	39.0	2,369.0	100.0
目 標 (H32)	895.6	37.5	5.1	0.2	6.8	0.3	552.5	23.2	14.1	0.6	911.9	38.2	2,386.0	100.0

* 目標値について：H28 現在の農用地及び森林・原野 5 %減、住宅地 10%増を見込む

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本農業振興地域内にある現況農用地 884.2ha のうち、下記 a から d に掲げる農用地約 303.1ha 以外の農用地約 578.4ha を農用地区域として設定する方針である。

a 地域、地区及び施設等の整備に係る農用地

該当なし

b 集落地域内（連接集合して存在する住宅、農業用施設、商店工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地

該当集落数 70 該当農用地面積 約 80.3 ha

c 自然的な条件等からみて農業の近代化を図ることが相当でないと認められる次に掲げる農用地

主として、帷子、春里、姫治、久々利、平牧、広見東部の山あい存在する農用地
約 58.9 ha

d その他

中心集落の整備（中小企業の誘致、住宅の建設等）に伴って拡張の対象となる集落周辺
農用地 約 163.9 ha

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

該当なし

(ウ) 現況農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農業用施設用地のうち（ア）において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、または隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要がある農業用施設用地約 4ha について農用地区域を設定する方針である。

(エ) 現況森林・原野等についての農用地区域の設定方針

本農業振興地域内に介在する「農地利用が適切な森林・原野等の農用地区域」の設定については、森林のもつ多目的機能の保全に十分配慮しつつ、既存の農用地と一体的な利活用を図るものとする。

土地の種類	所在（位置）	所有者又は 管理者	面積（ha）	利用しようとする用途	備考
森林・原野	西部（B）	私有地	0.29	農用地等	

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

現在、本市では農地転用及び不耕作地の増加が進行しており、農業振興において必要な優良農地の維持・確保の面で大きな問題となっている。

この対策として、現在、商業地化等により農用地区域からの除外が急速に進行している一部区域と、集団化が可能な優良農地を有する区域との二面的管理による農用地利用区分の明確化を図ると共に、優良農地の保全として農地転用等を農用地区域外へ誘導するよう進める。

表【農用地等利用の方針】

単位：ha

区分 地区	農地			採草放牧地			農業用施設用地			合計			森林・原野
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
東部（A）	363.8	363.8	0				2.5	2.5	0	366.3	366.3	0	0
西部（B）	210.1	210.4	0.3				1.7	1.7	0	211.8	212.1	0.3	0.3
合計	573.9	574.2	0.3				4.2	4.2	0	578.1	578.4	0.3	0.3

イ 用途区分の構想

① 東部地区（A）

可児川の支流である久々利川、中郷川、姫川、瀬田川の流域に属する区域（久々利、平牧、中恵土、広見東、広見、姫治地区）を「東部地区」として位置付ける。

この地区は、「県営ほ場整備事業」等による土地改良事業がほぼ全域で完了しており、主に水田として利用されている。

特に、久々利地区約 100ha、平牧地区約 116ha は優良農地の一団地として最も保全すべき区域であり、農地中間管理事業等を活用した農地の集積・集約化や担い手への農作業受委託を進めると共に、担い手の育成や集落営農の組織化・法人化による効率的かつ安定的な農地利用の促進を図る。

② 西部地区（B）

可児川下流域及び可児川に流入する横市川、矢戸川、石原川の流域に属する区域（土田、帷子、春里地区）を「西部地区」として位置付ける。

この地区においても「県営ほ場整備事業」による土地改良事業がほぼ全域で完了しており、主に水田として利用されている他、木曽川沿いの中濃大橋付近において露地野菜生産による畑としての利用が行なわれている。

この地区では、春里南部（塩河、室原、長洞）の約 82ha がまとまった優良農地として最も保

全すべき区域であり、水田を中心に東部地区同様、農地中間管理事業等を活用した農地の集積・集約化や担い手への農作業受委託を推進すると共に、高収益作物・作型の導入や機械化による省力化を図り、複合的な農地利用を進める。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農地の整備については、平成7年までに大型基盤整備は概ね完了しており、作業効率の良いほ場となっている。

今後も、用排水施設やかんがい排水施設などの水利施設の維持補修、農道舗装の補修などを進めると共に、水田を中心に農地の集積、農作業の集団化等により、導入機械の大型化と効率利用を推進し、労働生産性の向上及び経営の安定化を図る。

(1) 東部地区（A）

東部地区は、可児土地改良区による「構造改善事業（姫治）」、市による「鉾害復旧事業（広見東部）」、県による「県営ほ場整備事業（大森、平牧、広見東、広見西、久々利、羽崎）」の実施により、土地改良整備が既に成されている地区である。

今後は、全域にわたり水利施設の維持補修と農道の維持管理を保持するほか、姫治地区で「県営農村振興整備事業」による農業用排水施設整備を実施する。

また、当地区の農地の大部分を占める水田について、労働生産性の向上のため利用権設定等による農地の利用集積を進めると共に、農業後継者・生産者組織の育成を図る。

(2) 西部地区（B）

西部地区は、可児土地改良区による「愛知用水耕地整備事業（土田：下畑）」、県による「県営ほ場整備事業（土田、西帷子、菅刈、東帷子、矢戸・長洞、塩・塩河、坂戸）」の実施により、土地改良整備が既に成されている地区である。

今後は、東部地区同様、全域にわたり水利施設や農道の維持管理を促進するほか、水田については、農地の利用集積、作業受委託等の推進と共に、農業後継者及び生産者組織の育成を図る。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備 考
		受益地区	受益面積 (ha)		
県営農村振興総合整備事業 (農業用排水施設整備)	用排水路改修 L=14,368m	姫治地区	64.1	A-1	平成26年度～令和3年度

※（付図2号）農業生産基盤整備計画図参照

《可児土地改良区資料より》

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

4 他事業との関連

該当なし。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

本市内の受益の大部分は河川、ため池を水源として営農を行っているほか、一部の受益では愛知用水を水源として営農を行っている。水源をため池等に依存する区域は、施設の老朽化等により営農に支障をきたすと共に、洪水被害が懸念されている。そこで、ため池等の保全整備の実施を行う。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備 考
		受益地区	受益面積 (ha)		
県防災減災 (櫻ため池)	堤体工 L= 184m		71.0	B-1	平成 24 年度～平成 28 年度
県防災減災 (柿下ため池)	堤体工 L= 159m		54.0	B-2	平成 27 年度～令和3年度
県防災減災 (田の洞ため池)	堤体工 L= 45m		106.0	B-3	平成 27 年度～令和3年度
県防災減災 (上池)	堤体工 L= 26.7m		8.8	B-4	平成 30 年度～令和4年度
県防災減災 (滝ヶ洞ため池)	堤体工 L= 37.7m		22.0	B-5	平成 30 年度～令和4年度

※（付図3号）農用地等保全整備計画図参照

《可児川防災等ため池組合、市土木課資料より》

3 農用地等の保全のための活動

農地中間管理事業及び農作業受委託等により効率的かつ安定的な経営体への農地の利用集積を進め、優良農地の保全と効率的な利用を図ると共に、耕作放棄地に対する適正な保全管理の支援を行う。

また、農地の保全、耕作放棄地の発生抑制・再生・有効利用に関する地域住民の意識の高揚を図り、農用地利用に対する円滑な合意形成を促進するため、農業委員会、地元農業協同組合等が行う定期的な巡回活動等の取り組みを支援する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の農業経営は、総就業人口の減少並びに他産業への労働力流出等により年々生産額が縮小しており、専業農家の減少から兼業化率が高い傾向にある。農家の規模としては1.0ha未満のものが全体の95%以上を占めているのが現状であり、中核的農家においても規模の小さいものが多い。

今後は、地域における農業の中核的な担い手として認定農業者の育成に力を入れ、他産業並みの所得実現を目標に、農業経営基盤強化促進法を活用した農地集積による規模拡大、高収益の作目・作型の導入による収益増加等を図ると共に、法人化を推進し、税制等各種の経営管理方法を改善することにより経費の削減等、質的な面からも所得の向上を目指す。

また、大規模稲作集団等の経営体の積極的な育成や、高能率機械・設備の導入支援など望ましい環境の形成を推進する。

表【可児市のモデル的な主要な営農類型】

■個別経営体

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事態様等
水稻 + 夏秋なす + 作業委託	主食用稲=4.0ha 非主食用稲=2.0ha 夏秋なす=0.3ha 受託=5.0ha (水稻基幹3作業) 基幹労働力1人 補助労働力2人	トラクター(33PS) 1台 側条施肥田植機(5条) 1台 コンバイン(4条刈) 1台 管理機 1台 動力噴霧器 1台 乾燥機 1台 トラック(2t) 1台	・コスト管理の徹底 ・機械化による省力化、軽労化 ・研修等による経営管理能力の向上 ・無理のない新規補完作物の導入	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
(野菜) トマト + きゅうり	トマト=0.2ha 促成きゅうり=0.2ha 抑制きゅうり=0.2ha 基幹労働力2人 補助労働力2人	雨よけハウス 0.2ha ビニールハウス 0.25ha 暖房施設 1式 トラクター(25PS) 1台 管理機 1台 動力噴霧器 1台 小型自動選果機 1台 軽トラック 1台	・コスト管理の徹底 ・機械化による省力化、軽労化 ・研修等による経営管理能力の向上 ・無理のない新規補完作物の導入	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期のパート雇用従事者確保
(野菜) きゅうり + 夏秋なす	促成きゅうり=0.3ha 抑制きゅうり=0.3ha 夏秋なす=0.3ha 基幹労働力2人 補助労働力2人	ビニールハウス 0.35ha 暖房施設 1式 トラクター(25PS) 1台 管理機 1台 動力噴霧器 1台 小型自動選果機 1台 軽トラック 1台	・コスト管理の徹底 ・機械化による省力化、軽労化 ・研修等による経営管理能力の向上 ・無理のない新規補完作物の導入	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期のパート雇用従事者確保
(花き) シクラメン + 花壇苗	(鉢花) シクラメン=0.3ha 花壇苗=0.2ha 基幹労働力1人 補助労働力6人	ガラス温室 0.3ha パイプハウス 0.2ha 暖房施設 1式 攪拌機 1台 土入れ機 1台 動力噴霧器 1台 複合環境制御装置 1式 フォークリフト(1t) 1台 トラック(1.5t) 1台	・シクラメン早期出荷と花壇苗春出荷の組み合わせによる施設及び労働利用率の向上 ・直売方式を通じた消費者動向の把握	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・軽作業のパート雇用従事者確保

■組織経営体

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事態様等
水稻 ＋ 大豆 ＋ 作業委託	主食用稲＝8.0ha 非主食用稲＝2.0ha 大豆＝18.0ha 受託＝30.0ha (水稻基幹 3 作業) 基幹労働力 2 人 補助労働力 3 人	トラクター(56PS) 1 台 トラクター(33PS) 1 台 乗用田植機(8 条) 2 台 コンバイン(4 条刈) 3 台 大豆コンバイン 1 台 大豆乾燥機 1 台 大豆選別機 1 台 動力散粒機 2 台 動力噴霧器 2 台 トラック(2 t) 2 台	・コスト管理の徹底 ・機械化による省力化、軽労化 ・研修等による経営管理能力の向上 ・無理のない新規補完作物の導入	・軽作業のパート雇用従業者確保。 ・休日制の導入

《農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成 28 年・可児市）より》

（２）農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農家の高齢化、兼業化の進行に伴う労働力の不足から、農地の管理が困難となり、農地の遊休化が一層進展していくことが懸念される。

よって、農地の効率的かつ安定的な利用のため、農業経営基盤強化促進事業等により、規模を拡大していく大規模農家及び本市の農業を担う若い農業後継者、また地域農業集団・組織等を育成し、利用権の設定や受委託の促進等により農地の集積を行ない、農地の効率的・総合的な利用の促進を図る。

２ 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

効率的かつ安定的な農業経営を育成するための方策として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指す主体的な取組みを支援する農業経営基盤強化促進事業やその他の措置を総合的に実施する。

- （１） 農業委員会、地元農業協同組合、所管農林事務所等の関係機関との連携を一層強化し、綿密な指導や相談が行なえるような体制を構築する。
- （２） 望ましい経営体をめざす意欲的な農業者に対しては、経営診断、営農改善方策等の助言を行ない、農業者が主体性をもって将来方向について選択判断ができるようにし、地域の農業振興、農用地の保全、集落機能の強化を図れるよう誘導する。
- （３） 現在実施している可児市農業委員会による農地銀行活動を一層活発化し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を結び付けて利用権設定等を進める。

特に、農地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業及び農地利用集積円滑化事業の積極的な活用を図り、各地域の農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

また、その際には、地域の農用地の利用状況を十分に把握したうえで、ほ場の連担化、作業の集団化に留意しながら効率的な農地の利用集積を進める。

- （４） 担い手農家及び組織体が有する労働力、機械、施設等の有効活用として、農作業のあっせんを行ない、受委託両者の生産性を向上させる。

また、生産組織にあつては、地域及び営農の実態等に応じて、オペレーターの育成や大型機

械の導入を図り、経営の効率化と経営基盤を強化させ、更には、法人形態への誘導を図る。

- (5) 農地の資産的保有の傾向が強い本市の農業者や土地持ち非農家等に対し、農業活性化に向けた農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めるべく、啓蒙活動を実施し、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくようにする。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

各種補助事業により農業基盤の整備を図ってきたが、生産にかかる経費の節減、経営の合理化などのため、農業近代化施設の充実が必要となっている。国・県の助成制度も活用し、効果を良く見極めて計画性を持って整備を促進する。

(1) 米

平成27年度に大規模改修を施したカントリーエレベーター、及び育苗センターの利用を促進することで、生産性の合理化と向上を図ってきた。しかしながら、一戸当たりの作付面積は、零細で単位収量も低水準にある。

今後は、生産性の高い稲作経営を確立するため、地域の担い手を中心とした生産組織等に水田の利用集積や農作業の受委託を積極的に進め、農業機械の効率利用による低コスト稲作を推進する。

このため、カントリーエレベーター及び育苗センターの効率的運用を図り、良質米の生産拡大と計画的な集出荷体制を推進する。

(2) 野菜

当市の野菜は、立地条件に恵まれ、ほぼ全地域でさといも・夏秋なす等を中心に栽培がされており、新鮮な地場産野菜は可茂公設地方卸売市場、めぐみの農業協同組合（とれった広場、味菜館）、道の駅（可児ッテ）などにも供給されている。

今後は、産地間競争に対処するため、育苗・選別施設等、共同利用施設の充実・整備、機械化による省力化等を図る。

(3) 花き・花木

当市の花きの生産は、シクラメン・ペゴニア及び消費者ニーズの多様化にあわせた新しい品種の栽培を積極的に進めており、今後は施設の装置化及び優良品種の導入、省エネルギー技術の導入による施設の効率化と省力化を図る。

花木については、生産組織の連携を保持し、（協）日本ライン花木センターを中心とした出荷体制の強化と産地化を図る。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図 番号	備考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
		該当なし					

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市の農業就業者数は近年減少を続けており、国勢調査によると平成12年～平成22年の10年間で1,016人（H12）から644人（H22）へと約372人（▲36.6%）減少しているほか、高齢化も進んでおり、労働力の弱体化は大きな課題となっている。

地域の農業構造の現状を踏まえ、担い手農家や新規就農者にとって、魅力的でやりがいのあるものとなるよう農業経営の発展目標を明らかにし、効率的・安定的な農業経営体を育成する必要がある。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考
		該当なし			

3 農業を担うべき者のための支援の活動

効率的かつ安定的な農業経営を担うべき人材の育成・確保を図るため、農業技術や経営管理能力の向上、新規就農者への農業技術及び経営方法習得の促進、青年就農給付金などの施策を推進する。

（1）就農情報、農業経営、技術及び知識の取得に対する支援

農業大学校、県青年農業者等育成センター、所管農林事務所、中濃地域就農支援協議会可児支部、地元農業協同組合等関係機関との連携により、新規学卒就農者を軸にU・I・Jターン者、新規参入者、定年帰農を望む都市生活者に対して、就農に関する情報の提供や営農相談、研修等の充実を図る。

また、農業生産基盤を持たない新規就農希望者に対しては、関係機関で連携し、農地・施設の確保、融資などを支援する。

（2）将来の担い手の確保等の観点からの農業教育の推進

将来の農業の担い手を育成する観点から、小中学校及び農業に関係する高等学校の生徒に対する農業への理解を深めるための農業体験学習について、教育委員会や関係機関及びJAとの連携のもと、実施を推進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第 7 農業従業者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市では、稲作を中心に野菜、畜産、園芸等の多種にわたり、農業生産が展開されてきた。

しかし、昭和 40 年代からの工業団地の建設、既存企業の拡張、道路整備、市街地形成等により第 2 次・第 3 次産業の飛躍的な発展がみられ、就労の場・機会が増加した。

これにより、若者を中心に安定した収入を求めて農業以外の職業に就く者が増加し、その結果として、現在では農家戸数に占める兼業農家の割合は 80%を超える状況となっている。

特に、本市は名古屋市、岐阜市等への通勤圏内にあるため、比較的就業機会に恵まれており、出稼ぎ・日雇い等の不安定兼業も現在ではそれほど大きな問題とはなっていない。

今後、農業経営基盤強化促進法の推進等により、農業経営の規模の拡大および農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を目標としながら、安定した就業機会の確保・拡大を推進することにより職住近接を目指すなど、積極的な改善を図る。

表【農業従事者の他産業就業の現状】

区 分		従 業 地								
I	II	市内			市外			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	製造業	78	3	81	91	0	91	169	3	172
	公務員	36	0	36	21	0	21	57	0	57
	卸売・小売業	5	0	5	24	0	24	29	0	29
	建設業	8	0	8	16	0	16	24	0	24
	情報通信業	3	0	3	16	0	16	19	0	19
	運輸・通信業	8	0	8	10	0	10	18	0	18
	金融・保険業	5	5	10	8	0	8	13	5	18
	医療・福祉	10	3	13	5	0	5	15	3	18
	その他	19	0	19	32	0	32	51	0	51
計		172	11	183	223	0	223	395	11	406
自営兼業	不動産業	29	3	32	0	0	0	29	3	32
	建設業	18	0	18	8	0	8	26	0	26
	卸売・小売業	5	0	5	5	0	5	10	0	10
	その他	63	3	66	0	0	0	63	3	66
計		115	6	121	13	0	13	128	6	134
出稼ぎ	林業	3	0	3	0	0	0	3	0	3
計		3	0	3	0	0	0	3	0	3
日雇・臨時雇	製造業	33	0	33	0	0	0	33	0	33
	建設業	13	0	13	0	0	0	13	0	13
	その他	78	3	81	0	0	0	78	3	81
計		124	3	127	0	0	0	124	3	127
総計		414	20	434	236	0	236	650	20	670

(注) 平成 26 年 12 月に行った「可児市の農業振興に関するアンケート調査(1,000 件配布、681 件回収)」で、兼業農家の就業状況について回答が得られた件数(256 件)を 2010 年の世界農林業センサスにおける可児市の兼業農家数 670 戸に按分した結果。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

本市では、現状においておおむね農業従事者の安定的な就業が確保されている。

今後は、さらに安定した就業機会の確保・拡大を図るため、道路網・交通機関の整備を行なうと共に、企業誘致を進める。また、農業委員会等による就業相談活動を行ない、農業後継者の不足等にも対処する。

3 農業従事者就業促進施設

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考
		該当なし			

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第 8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

農業振興を目指すには、農村生活環境の整備が不可欠であり、これにより農村生活の質的向上を図ると共に、本市の農業の担い手となる若年労働力の流出防止や積極的な U・I・J ターン者の受入れを進めることが重要である。

今後は、豊かな活力と魅力ある農村環境を構築するため、次の視点で生活環境の整備を推進する。

ア 安全性の向上

本市は平成 22 年 7 月及び平成 23 年 9 月に発生した集中豪雨により甚大な被害を受けた。この災害を教訓に危機管理体制を堅持しながら、地域、関係機関、行政が一体となった災害に強いまちづくりを推進し、実践的な防災体制を確立する。

また、交通安全について、人と車が共存できる安全な交通環境を作るため、歩行者の立場に立った交通環境整備を進めると共に、警察や関係団体との連携により交通安全意識や交通マナーの普及啓発を進める。

イ 保健性の向上

河川などの水質を保全し、生活環境の向上を図るため、全市下水道化を目指し農業集落排水を含む下水道整備を進めてきた。

下水道の面的整備はほぼ完了しているが、整備した施設の計画的な維持・更新や水洗化率向上に向けた未接続家屋の下水道接続が課題となっている。

今後は、経費節減や未接続家屋の解消による下水道料金収入の向上を図るなど、下水道事業の健全経営に向けた取り組みを進める。

ウ 利便性の向上

本市の交通機関は市域の中央部を南北に走る JR 太多線、東西に走る名鉄広見線が広域交通の輸送機関として重要な役割を担っている。

しかし、車社会の進行や少子高齢化などによって、公共交通機関の利用者が減少傾向にある。今後さらに交通弱者が増加していく中、まちづくりや暮らしに必要な地域の公共交通機関を維持・存続させることが課題となっている。

そのため、鉄道・路線バス・自主運行バスなどの連携を図り、公共交通機関の利用を促す環境を整備するとともに、地域住民や沿線事業者、学校など、関係者が公共交通機関の利用者増加に向けて主体的に取り組む。

エ 快適性の向上

街中の緑や親水性のある水辺空間、子どもから高齢者まで市民誰もが憩える公園など、市民が憩いややすらぎを感じられる都市空間の整備について、地域の特色や利用形態を踏まえて市民と協働で計画的に進めることが求められている。

今後は、やすらぎのある都市空間を創出するため、市民の緑化意識を高めながら、家庭・地域などにおいて、様々な緑化活動を推進するとともに、身近な河川堤防などを利用した親水・水辺空間の整備を進める。

オ 文化性の向上

生涯学習や文化活動に対する需要は高まっており、子どもから高齢者までの誰もが自ら学び、そして文化・伝統に触れることができる機会や情報の提供を、市公民館や可児市文化創造センター、多文化共生センターなどを通じて行っている。

また、自己実現や社会参加の意識も高まっており、市民の主体的な学習活動の推進も求められている。

今後も、図書館やこれらの文化施設等を利用して、地域や市民が必要な情報や知識を得られるよう資料や施設の充実を推進する。

2 生活環境施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対図番号	備考
県営農村振興総合整備事業 (集落防災安全施設整備)	待避所 3 か所 L=43.2m	姫治地区	C-1	平成 26 年度～平成 30 年度

※（付図 6 号）生活環境整備計画図参照

《可児土地改良区資料より》

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第9 付 図

別 添

- 1 土地利用計画図（付図 1 号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図 2 号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図 3 号）
- 4 生活環境施設整備計画図（付図 6 号）

別 記